

議案第40号 大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第40号について、ご説明いたします。当議案は、教育公務員の給与改定にかかるものでございます。

今回の給与改定につきましては、昨年8月8日に出されました人事院勧告及び10月17日に出されました滋賀県人事委員会の給与勧告に基づき改定するものであります。

2ページ目をお願いいたします。まず、1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。2の改正の趣旨について、令和6年度の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告に準拠し、教育公務員の給料表の改定および諸手当の支給基準の改正にあたり、必要な条例改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。3の内容についてであります。まず、1点目の人事院勧告等に伴う給料表の改定につきまして、各給料表の主に3級以上について初号付近の号給をカットするとともに、各級初号付近の給料月額を引き上げるものであります。次に2点目の扶養手当の改定につきまして、配偶者に対する扶養手当支給額を段階

的に引き下げるとともに、子に対する支給額を段階的に引き上げるものであります。具体的には下表のとおりとなります。

4 ページ目をお願いいたします。続いて3点目の地域手当の改定につきまして、現行10%の支給割合を段階的に引き下げ、令和7年度は9%、令和8年度以降は8%とするものであります。4点目の住居手当の改定につきまして、暫定再任用及び定年前再任用短時間職員を支給対象とし、支給対象職員を拡充するものであります。5点目の管理職員特別勤務手当の改定につきまして、平日の0時から5時までの勤務が支給対象時間帯であったものを2時間早め、午後10時から午前5時までの勤務を支給対象とするものであります。その他、特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の廃止や勤勉手当の創設がござい
ますが、本市では該当職員がおりませんので、説明を割愛いたします。

5 ページ目をお願いいたします。4の給与改定に伴う会計別影響額について、令和7年度当初予算のうち令和7年4月1日改定の人事院勧告影響額については、表のとおりであります。一般会計、特別会計、企業会計をあわせて、給料表の改定では、510万円余りの増額、扶養手当の改定では、配偶者の減額を子の増額が上回り、780万円余りの増額、地域手当では、9,700万円余りの減額となり、

令和7年4月改定の人事院勧告影響額の合計は、8,400万円余りの減額となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。